

山北町 通学路交通安全プログラム

通学路の安全確保に関する取組方針

平成28年2月

山北町通学路交通安全推進委員会

1. プログラムの目的

近年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年度に町内通学路において、関係機関と連携した緊急合同点検を実施し、必要な対策について関係機関とともに協議し、課題の修正や安全確保に努めてまいりました。

このたび、関係機関の連携をより強固なものとするための体制を構築するために「山北町通学路交通安全推進委員会」を設置し、通学路やスクールバス乗降場所の更なる安全確保に向けた「山北町通学路交通安全プログラム」を策定することとしました。

2. 山北町通学路交通安全推進委員会の設置

関係機関の連携強化を図るため、以下をメンバーとする「山北町通学路安全推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置しました。このプログラムは委員会にて議論し策定いたしました。

今後は、このプログラムに基づき関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図ってまいります。

委員・事務局	主な役割
山北町教育委員会教育長 山北町立川村小学校長、PTA 会長 山北町立三保小学校長、PTA 会長 山北町立山北中学校長、PTA 会長	児童生徒への指導、教育
松田警察署交通課長 山北町総務防災課長	道路交通安全全般
県西土木事務所道路維持課長 山北町都市整備課長	道路施設全般
山北町教育委員会学校教育課長 山北町教育委員会学校教育課主幹 山北町教育委員会学校教育課安全推進委員会担当	事務局

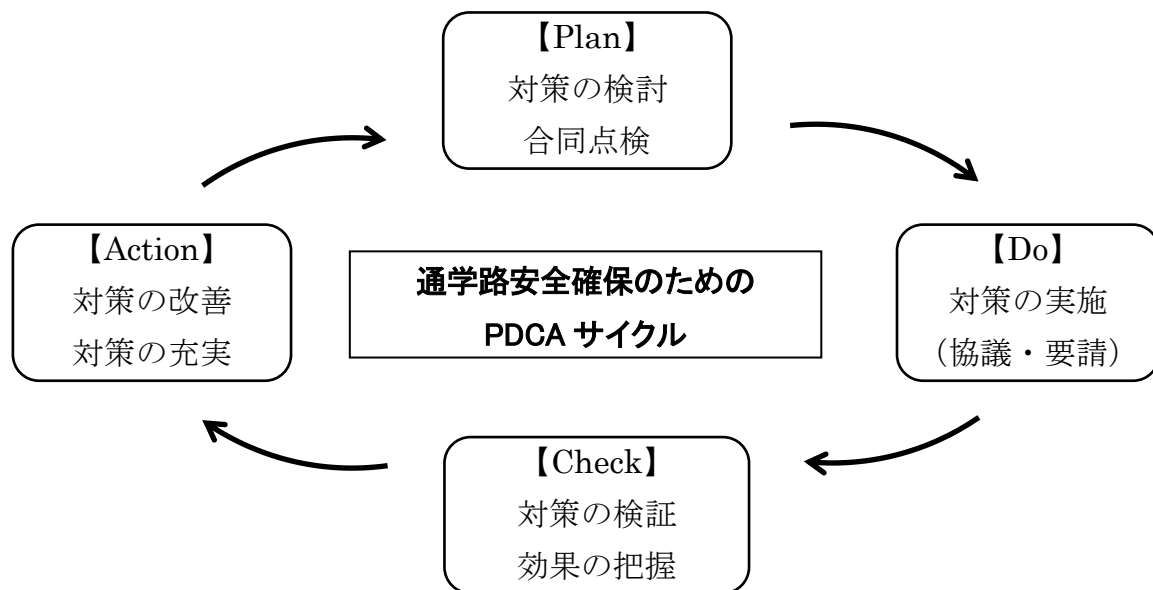
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路（スクールバス乗降場所を含む）の安全を確保するため、対策の検証や効果の把握、改善・充実を行います。

また、必要に応じて随時合同点検を行い、安全確保の向上を図ります。

これらの取組を PDCA サイクルとして繰り返し実施し、更なる安全確保に努めます。



①対策の検討

委員会において、対策が必要となる箇所について、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

②合同点検

学校、道路管理者、警察機関（町内管轄駐在所等）、教育委員会等による合同点検を、通学路の変更や課題が生じた場合などに、その都度行うこととします。同時に、その際に生じた要対策箇所についての検討も行います。

③対策の実施（協議・要請）

対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図り、安全確保に努めます。

④対策の検証・効果の把握

対策実施後の箇所について、実際に期待した効果があがっているかを、委員会において検証します。

また児童生徒等が安全になったと感じているか等を確認するため、学校へ効果測定を依頼する等、対策効果の把握を実施します。

⑤対策の改善・充実

対策実施後も、対策検証、効果把握、合同点検の結果等を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

（２）対策箇所一覧表、対策箇所図の公表

対策内容や合同点検の結果等については、関係機関で認識を共有するため、「対策箇所一覧表」や「対策箇所図」を作成し、公表に努めます。

なお、公表にあたっては、児童生徒の防犯面も考慮し、公表の方法を随時教育委員会において協議して決定することとします。